

平成 29 年 5 月 23 日

各 位

大阪市中央区北浜二丁目 1 番 1 0 号
光 世 証 券 株 式 会 社
取 締 役 社 長 巽 大 介
(東 証 第 一 部 コード番号 : 8 6 1 7)
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 坂 口 周 次
T E L 0 6 - 6 2 0 9 - 0 8 2 0

単元株式数の変更、定款の一部変更および株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、上場する内国会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を踏まえ、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

2. 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 変更の条件

本株主総会において、下記「 . 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

上記株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

株式併合

1. 併合の目的

上記「 単元株式数の変更」に記載のとおり当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について、東京証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を考慮し、また、株主様の議決権の数に変更がないよう株式併合をおこないます。

2. 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式
併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

減少株式数

発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	94,864,000株
併合による減少株式数	85,377,600株
併合後の発行済株式総数	9,486,400株

3. 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり株式市況の変動等の要因を除くと、当社株式の資産価値に変動はありません。

4. 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

参照【当社の株主構成】（平成29年3月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満所有株主	191名（2.6%）	232株（0.0%）
10株以上所有株主	7,119名（97.4%）	94,863,768株（100.0%）
全株主	7,310名（100.0%）	94,864,000株（100.0%）

上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様191名（所有株式数の合計232株）は、株主としての地位を失うこととなります。

一方、10株以上ご所有の株主様については、株式併合の効力発生と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更しますので、株式併合の前後で、株式の売買機会や議決権の権利の行使の状況等に変動は生じません。

なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」、または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

5. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

6. 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記 .の株式併合の実施による発行済株式総数の減少に伴い、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）および単元株式数変更に伴い現行定款第8条（単元株式数）の規定の変更をおこなうものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。
（単元株式数） 第8条 本会社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	（単元株式数） 第8条 本会社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。

3. 定款の一部変更の条件

平成29年6月26日開催予定の第57回定時株主総会において、上記「 .株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月23日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

以上

（添付資料）

【ご参考】株式併合、単元株式数の変更に関するQ & A

【ご参考】

株式併合、単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることで、今回、当社では10株を1株とすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在、当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、100株とすることを予定しております。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更の意味と目的を教えてください

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を平成30年10月1日迄に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに応えるべく、単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

一方で、東京証券取引所では投資家にとって望ましい投資単位の水準は、5万円以上50万円未満としております。当社株式について、単に単元株式数を100株にしますと現状の株価水準からみて、投資単位はこれを下回ることとなり、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することといたしました。

なお、株式併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか

株式併合と単元株式数の変更を同時におこなった場合、その効力発生の前後では次のようになります。所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例	8,000株	8個	800株	8個	なし
例	2,400株	2個	240株	2個	なし
例	365株	なし	36株	なし	0.5株
例	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例、 の場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。

なお、このお支払金額（端数処分代金）は、平成29年11月下旬にお送りすることを予定しております。

Q 5 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 所有株式数が減ると、受け取れる配当金も減りませんか

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金総額が変わることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社もしくは下記の株主名簿管理人（ ）にお問い合わせください。

Q 8 今後の具体的なスケジュールを教えてください

次のとおり予定しています。

平成29年6月29日 定時株主総会決議日

平成29年9月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成29年9月27日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成29年10月1日 株式併合、単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段の手続きはございません。

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問合せください。

当社の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電 話；0120-782-031（通話料無料）
受付時間；平日 9：00～17：00